

税の申告はお済みですか？

所得税、市・都民税の申告は 3月15日(火)までに 郵送でも申告できます

所得税の確定申告は東村山税務署へ、市・都民税の申告は市役所課税課市民税係へ、いずれも3月15日(火)までに申告してください(土曜・日曜日は休み)、申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手を貼った封筒を同封してください。

なお、各会場とも車での来場はご遠慮ください。

所得税

申告と相談は東村山税務署へ
〒189 8555
東村山市本町1ノ20ノ22
☎042・394・6811

所得税の確定申告が必要な方は、(1)事業を営んでいる方、不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、16年中的各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかがる住宅取得等特別控除額および定率減税額の合計額より多い方



(2)給付所得のある方で、次のいずれかに該当する方、給与の年収が2000万円を超える方、給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得との合計額が20万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方、同族会社の役員等で、その法人から貸付金の利子や不動産の賃料などの支払いを受けている方

市・都民税

申告と相談は市役所課税課 市民税係 市役所2階へ
(内線23333・23337)

市・都民税の申告が必要な方は、(1)17年1月1日現在市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2)給与所得者の方でも、次のいずれかに該当する方、勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方、給与を2カ所以上から受けている方、16年中に退職し、17年1月1日現在就職していない方、給与のほか土地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市・都民税では申告をする必要があります)

(3)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方は、(1)前記の、申告が必要な方の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2)給与所得者で給与以外に、(1)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

(3)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方は、(1)前記の、申告が必要な方の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2)給与所得者で給与以外に、(1)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

(3)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方は、(1)前記の、申告が必要な方の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2)給与所得者で給与以外に、(1)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

(3)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方は、(1)前記の、申告が必要な方の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2)給与所得者で給与以外に、(1)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

(3)17年1月1日現在市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

申告の必要がない方は、(1)前記の、申告が必要な方の(1)~(3)に該当する方で、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方、(3)給与所得者の妻などと同居の方の扶養になつて居る方

(4)16年中から継続して生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を、前年(16年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になつている場合は除く)。

申告書は、申告することにより、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

市・都民税の申告書が届かない方へ、申告書は、申告する必要があり、非課税証明書発行などの資料となります。

特殊眼鏡等の購入費用は 3月31日(木)までに 申請を!

特殊眼鏡等の購入費用の一部助成は16年度をもって廃止します。助成対象となる方は3月31日(木)までに申請してください。



健康課嘱託保健師 保健業務を行う嘱託保健師(健康課)を若干名募集します。【雇用期間】4月1日~18年3月31日

市臨時用務員登録者 教育委員会総務課では、市立小・中学校、市立幼稚園で勤務する臨時用務員の登録者を募集します。【勤務日】月曜~金曜日 【勤務時間】午前8時~午後4時半(所属により若干変更あり)

「文化芸術による創造のまち」支援事業実行委員会 18年度文化庁の委託事業として「文化芸術による創造のまち」支援事業(伝統文化)の実施を予定し、計画を進めています。同事業は、市と個人市民団体との実行委員会方式で開催されるものです。次の通り事業を実施します。興味のある方はぜひご参加を。分野・流派等は関係なく、地域で活動している指導者を対象にしたもの。小・中学生を育成対象としたもの。申し込みは3月15日(火)までに電話で生涯学習課社会教育係☎70・7784へ。詳しくは同係へ。

健康づくり推進協議会委員 東久留米市健康づくり推進協議会の委員を募集します。この協議会は、健康づくりに関係する機関(団体)の代表と公募による市民2名の計15名で構成され、市民の健康を

体摘出手術を行ったが、身体上の理由で眼内レンズ挿入術を受けられない方 【申請方法】3月31日(木)までに、所定の申請書に必要書類を添付し、印鑑と振込先の金融機関(郵便局は除く)の通帳を持参して、介護福祉課(医療係)市役所1階へ申請してください

【助成限度額】特殊眼鏡または【必着書類】特殊眼鏡または【勤務時間】午前8時半~午後5時15分 申し込みは3月15日(火)までに、履歴書(写真添付)と資格証明書の写しを健康課(幸町4ノ6ノ15、保健福祉センター内)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定します。詳しくは同課保健サービスクラス☎77・0022へ。

【勤務日数】1カ月16日以内 申し込みは3月15日(火)までに課税課(市役所2階)で廃車手続きを行ってください。また、盗難などで標識がない場合はその旨申し出てください。

原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクや軽四輪自動車は、国立市にある多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。【入金】1時間930円(交通費別途支給) 【応募資格】おおむね55歳まで

申し込みは市販の履歴書に必要事項を記入して(写真貼添)教育委員会総務課(市役所6階)へ本人が直接持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。詳しくは同課庶務係☎70・7775へ。

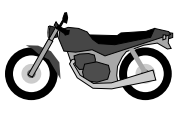
健康づくり推進協議会委員 東久留米市健康づくり推進協議会の委員を募集します。この協議会は、健康づくりに関係する機関(団体)の代表と公募による市民2名の計15名で構成され、市民の健康を

体摘出手術を行ったが、身体上の理由で眼内レンズ挿入術を受けられない方 【申請方法】3月31日(木)までに、所定の申請書に必要書類を添付し、印鑑と振込先の金融機関(郵便局は除く)の通帳を持参して、介護福祉課(医療係)市役所1階へ申請してください

【助成限度額】特殊眼鏡または【必着書類】特殊眼鏡または【勤務時間】午前8時半~午後5時15分 申し込みは3月15日(火)までに、履歴書(写真添付)と資格証明書の写しを健康課(幸町4ノ6ノ15、保健福祉センター内)へ直接持参してください。書類選考と面接の上、決定します。詳しくは同課保健サービスクラス☎77・0022へ。

原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクや軽四輪自動車は、国立市にある多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。【入金】1時間930円(交通費別途支給) 【応募資格】おおむね55歳まで

申し込みは市販の履歴書に必要事項を記入して(写真貼添)教育委員会総務課(市役所6階)へ本人が直接持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。詳しくは同課庶務係☎70・7775へ。



バイクや軽自動車の廃車等の手続きを!

バイクや軽自動車をお持ちの方に課税される軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用しなくなった方、所有者が変わったバイク・軽自動車等は、4月1日(金)までに取り扱い窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、軽自動車税は月割課税制度がありませんのでご注意ください。

【取り扱い窓口】125cc以下のバイク・小型特殊自動車=課税課(市役所2階) 125ccを超えるバイク=多摩自動車検査登録事務所(国立市北3ノ30ノ3、☎042・523・2445) 軽自動車=軽自動車検査協会多摩支所(国立市北3ノ27ノ11、☎042・525・4360)

125cc以下のバイクで、標識等がなく廃車手続きが済んでいない方も、ご連絡ください。詳しくは課税課市民税係(内線2331・2332)へ。(原動機付自転車のみをお持ちの方は、)

軽自動車税Q&A Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から所有していません。どうしたらよいですか。 A 軽自動車税は、その年の4月1日現在の所有者に課税されます。今は不用品でも、軽自動車検査協会または軽自動車検査協会で4月1日までに廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識(金)までに手続きを行ってください。

原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクや軽四輪自動車は、国立市にある多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。【入金】1時間930円(交通費別途支給) 【応募資格】おおむね55歳まで

申し込みは市販の履歴書に必要事項を記入して(写真貼添)教育委員会総務課(市役所6階)へ本人が直接持参してください。なお、登録制のため履歴書は返却しません。詳しくは同課庶務係☎70・7775へ。

健康づくり推進協議会委員 東久留米市健康づくり推進協議会の委員を募集します。この協議会は、健康づくりに関係する機関(団体)の代表と公募による市民2名の計15名で構成され、市民の健康を

体摘出手術を行ったが、身体上の理由で眼内レンズ挿入術を受けられない方 【申請方法】3月31日(木)までに、所定の申請書に必要書類を添付し、印鑑と振込先の金融機関(郵便局は除く)の通帳を持参して、介護福祉課(医療係)市役所1階へ申請してください

中学校給食用食材料の納入業者を募集します

17年度からの中学校給食実施に伴い、中学校給食食物資材購入委員会では、中学校給食用の食材料を納入する業者の指名参加登録を受け付けます。中学校給食用の食材料は、小学校と異なり、学校と直接契約することはありませんが、食肉、青果、豆腐、米穀などを納入する業者についても指名参加登録が必要となります。

【登録受付期間】3月1日(火)~18日(金) 午前8時半~午後5時

【登録受付期間】3月14日(月)~25日(金) 午前8時半~午後5時

詳しくは中学校給食等担当☎70・7709へ。

